

3. 全体構想

3.1. まちづくりのテーマと目標

(1) 課題から見える、斜里町の都市づくりの方向性

① 市街地の拠点について

- ・前都市計画マスタープラン以降、中心市街地活性化事業により、駅周辺や道の駅整備が進み、市民の商業、行政サービス機能に加え及び来訪者が集う観光拠点の機能が強化されています。
- ・市街地の人口動向からみると、中心市街地は市街地南部の青葉町、光陽町からややはなれており、これら市街地住民の日常の買物や、近隣地域の住民が利用しやすいよう、中心市街地を補完するかたちで国道沿道にスーパーマーケットやホームセンター等商業店舗が立地してきています。
- ・中心市街地以外では、文光町、青葉町の環状通沿道において国保病院、ぽると 21 などの医療・福祉施設が集積しており、平成 26（2014）年度に新しい町立図書館が建設されたことで、中学校に近接していることもあり、子どもやお年寄りが気軽に集まれる拠点になっています。
- ・今後の人口動向、市街地住民の日常生活の利便性を考慮すると、市街地構造は、中心市街地のみへの一極集中とするのではなく、JR 線以南にも日常生活を支える拠点を位置づけ、複数の拠点とそこからのネットワークによる、将来を見据え自家用車に過度に頼らず、徒歩・自転車や公共交通での移動で快適に暮らせるまちづくりが望ましいと考えます。
- ・「中心市街地」～「図書館・国保病院・ぽると 21」～「国道 244 沿道」をつなぐ、快適な移動空間をつくることで、市街地住民が暮らしやすい環境を構築していきます。

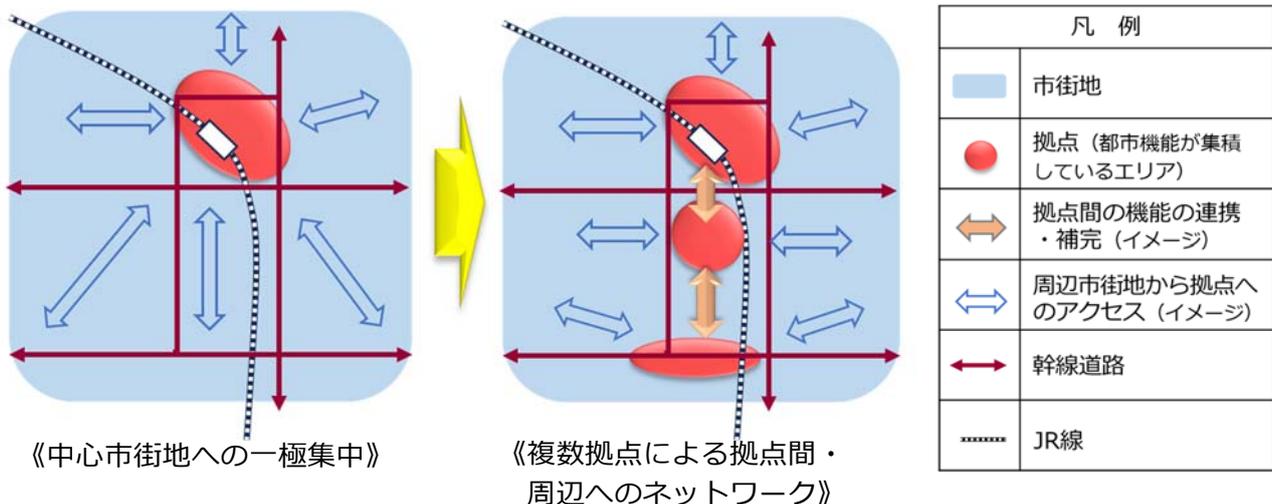
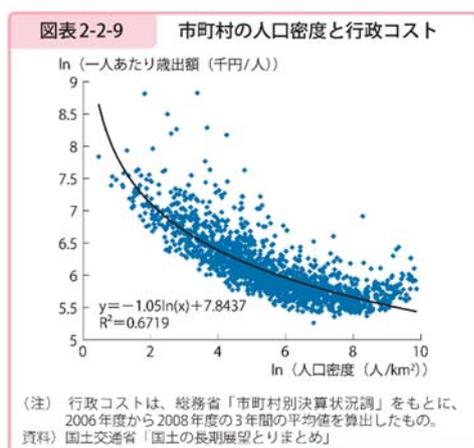


図 都市づくりの方向性（イメージ）その 1
【市街地内の拠点間ネットワーク】

②市街地の密度、及び周辺のあり方について

- ・斜里市街地は、JR 知床斜里駅から半径 1 キロメートル内に市街地の大部分が含まれ、現状でもコンパクトな市街地といえます。しかしながら、今後も人口減少が続いていく中では、現在の市街地規模でも広すぎる、と言われる状況が将来起こる可能性もあります。
- ・都市経営の観点から、市街地の人口密度を一定程度維持することは重要です。左下図にあるように、人口密度が高くなると一人当たりの歳出額は下がるという相関関係が成り立っており、市街地の人口密度が低ければ、それだけ都市経営上不利となり、将来の持続可能な都市づくりができなくなる恐れがあります。
- ・将来の持続可能な都市づくりに向け、市街地を一律に人口密度の低い状態とするのではなく、拠点など利便性の高い場所の近くでは人口密度を高く、それより離れた郊外部では人口密度を抑えめにするなど、居住密度にメリハリをつけて緩やかに誘導することが考えられます。
- ・市街地の外縁部が無計画に開発されることを未然に防ぐことも重要です。用途地域の外側（白地地域）で農用地区域などの規制がかかっていないような場所では、土地利用をコントロールするために検討することも必要と考えます。



出典：平成 26 年度国土交通白書

図 市町村の人口密度と行政コストの関係

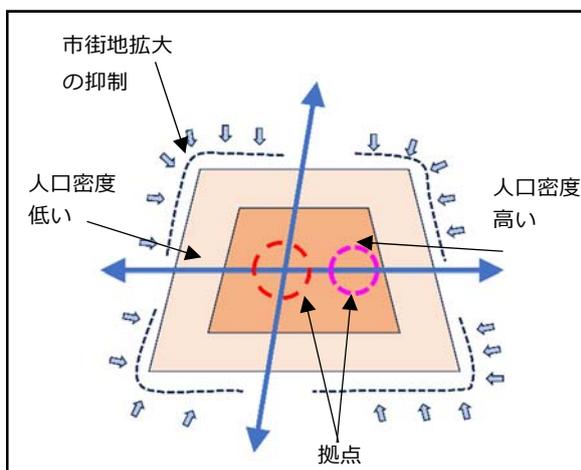


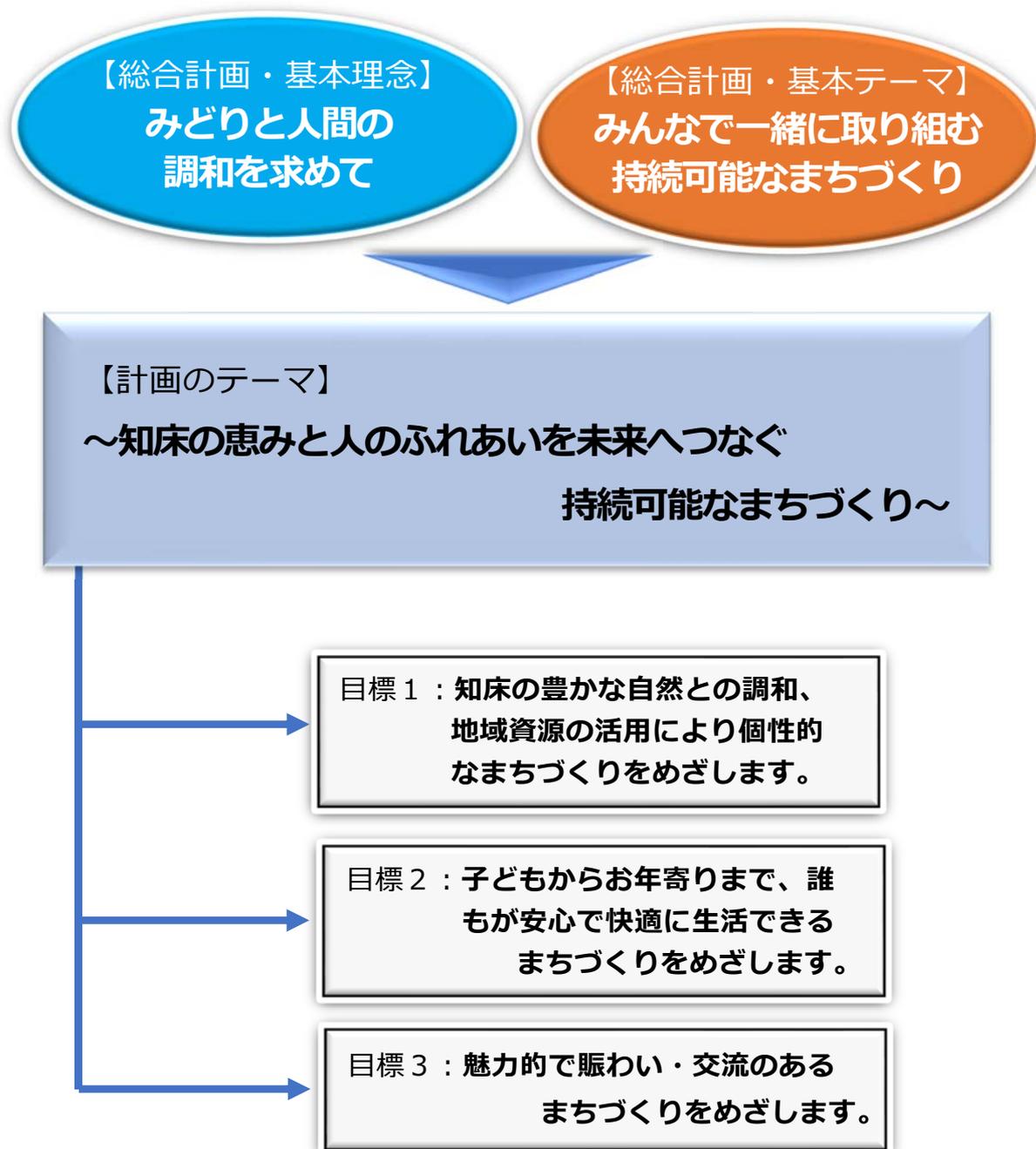
図 都市づくりの方向性（イメージ）その2
【人口減少に対応した、市街地の内部充実化】

③地域間の連携・ネットワークについて

- ・人口減少が続く地域で提唱される「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの考え方は、都市計画区域内で完結しない場合もあり、都市計画区域外にウトロ市街地、その他集落を要する斜里町もこれに該当します。
- ・住民の生活利便性は、市街地の外側、都市計画区域外であっても一定程度確保される必要があり、斜里市街地に配置・集積される都市機能は、ウトロを含めた斜里町全体の中での役割・位置づけを考慮してその在り方を定めることが重要です。
- ・人口減少がさらに進むと予測される中では、ウトロや他の集落に各種生活利便機能を維持していくことは一層困難になると考えられることから、斜里市街地～ウトロ市街地間や、各集落と斜里市街地を連絡する交通ネットワークを確保し、高齢になっても各地域で住み続けられる環境を確保することが重要です。

(2)まちづくりのテーマと目標

- ・ 前述の都市づくりの方向性を踏まえ、総合計画に定められるまちづくりの基本テーマ、前都市計画マスタープランのテーマと目標、近年の社会経済動向を踏まえつつ、都市づくりの分野として必要な理念、目指すべき目標や将来像を設定します。



3.2. 将来の都市構造

前述の都市づくりの方向性を踏まえ、将来都市構造を、「都市全体（斜里町行政区域）」、「都市計画区域」の2段階に分けて整理します。

(1) 都市全体（斜里町行政区域）

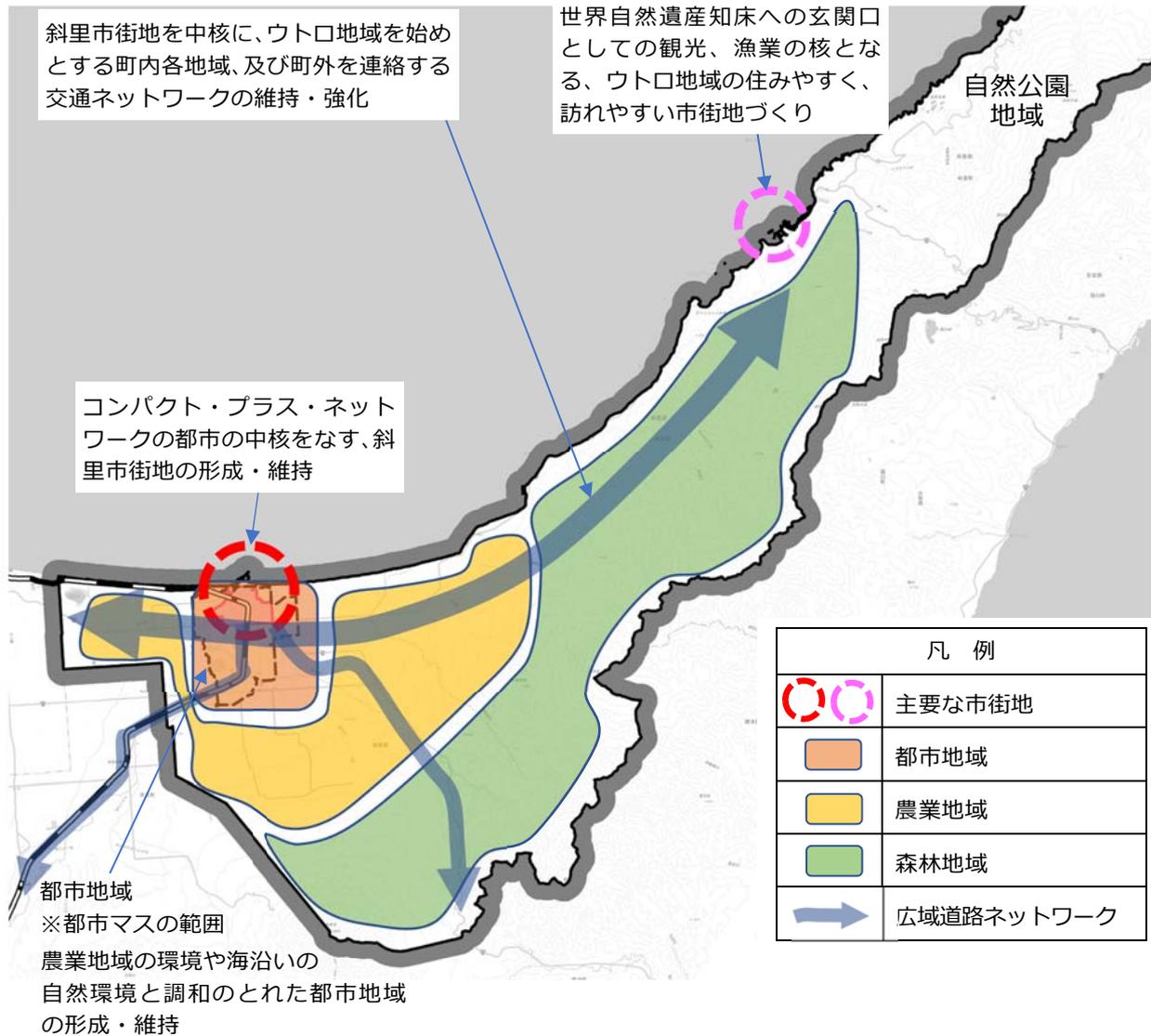


図 将来都市構造図（行政区域全体）

(2) 都市計画区域

- ・斜里市街地の用途地域を中心とした、都市計画区域内における都市構造について、拠点やネットワークの位置づけを、以下のとおり定めます。

《拠点》

①斜里町の生活・交流の中核となる、中心拠点の更なる機能強化

- ・JR 知床斜里駅や駅前広場、商店街や役場、ゆめホール知床などを含む範囲で、町の中核的な施設機能の集積を図ります。

②多世代交流拠点の形成

- ・図書館、国保病院、総合福祉センター（ぼると 21）、小中学校が連携した多世代交流拠点の形成を図ります。

③産業拠点の形成

- ・斜里港と、水産加工場エリアにおいて、生産・加工の場としての操業環境の維持・向上を目指します。

④文化・レクリエーション拠点の形成

- ・町民公園を中心にスポーツ・レクリエーションの場や、ゆめホール知床、知床博物館を中心とした文化、学習の場としての交流を促す拠点として位置づけます。

《ネットワーク》

⑤斜里市街地の各所と、中心拠点を歩行者空間や公共交通でつなぐ「歩いて暮らせる」（ウォーカーブル）回遊ネットワークの形成

- ・環状通や斜里停車場線、斜里港線などにおいて、歩行者ネットワークを充実するとともに、市街地循環バスなどの移動機能の補完により、子どもやお年寄りなどが自家用車に過度に頼らず歩いて暮らせるよう、市街地内を回遊できるネットワークを形成します。

⑥町内各地区と、生活・観光交流での機能連携を図る、道路・交通ネットワークの形成

- ・世界自然遺産知床を有する斜里町の中心として、来訪者との様々な交流を担えるよう、交通結節点である JR 知床斜里駅周辺と、ウトロ地域をはじめとする町内各地区との間をつなぐ道路・交通のネットワークを強化します。

《その他エリア》

⑦沿道サービスゾーンの機能維持

- ・中心拠点の生活利便機能を補完する、店舗等の機能を保持します。

⑧コンパクトな居住エリアの維持・形成

- ・斜里市街地の中心拠点や沿道サービスゾーン、移動ネットワークの周辺、及び中斜里市街地において、持続可能でコンパクトな居住エリアを維持・形成します。

⑨海沿いの豊かな自然、河川を道路緑化や樹林地、緑地帯でつなぐ、市街地の緑のネットワーク形成

- ・市街地東側の以久科原生花園につながる町民公園から、市街地西側の斜里川以西の樹林地をつなぐ、市街地の道路の街路樹や緑地帯、神社などの既存樹林地による緑のネットワークを形成します。

⑩海浜部及び樹林地の保全

- ・海沿いに東西に広がる樹林帯の保全を図ります。

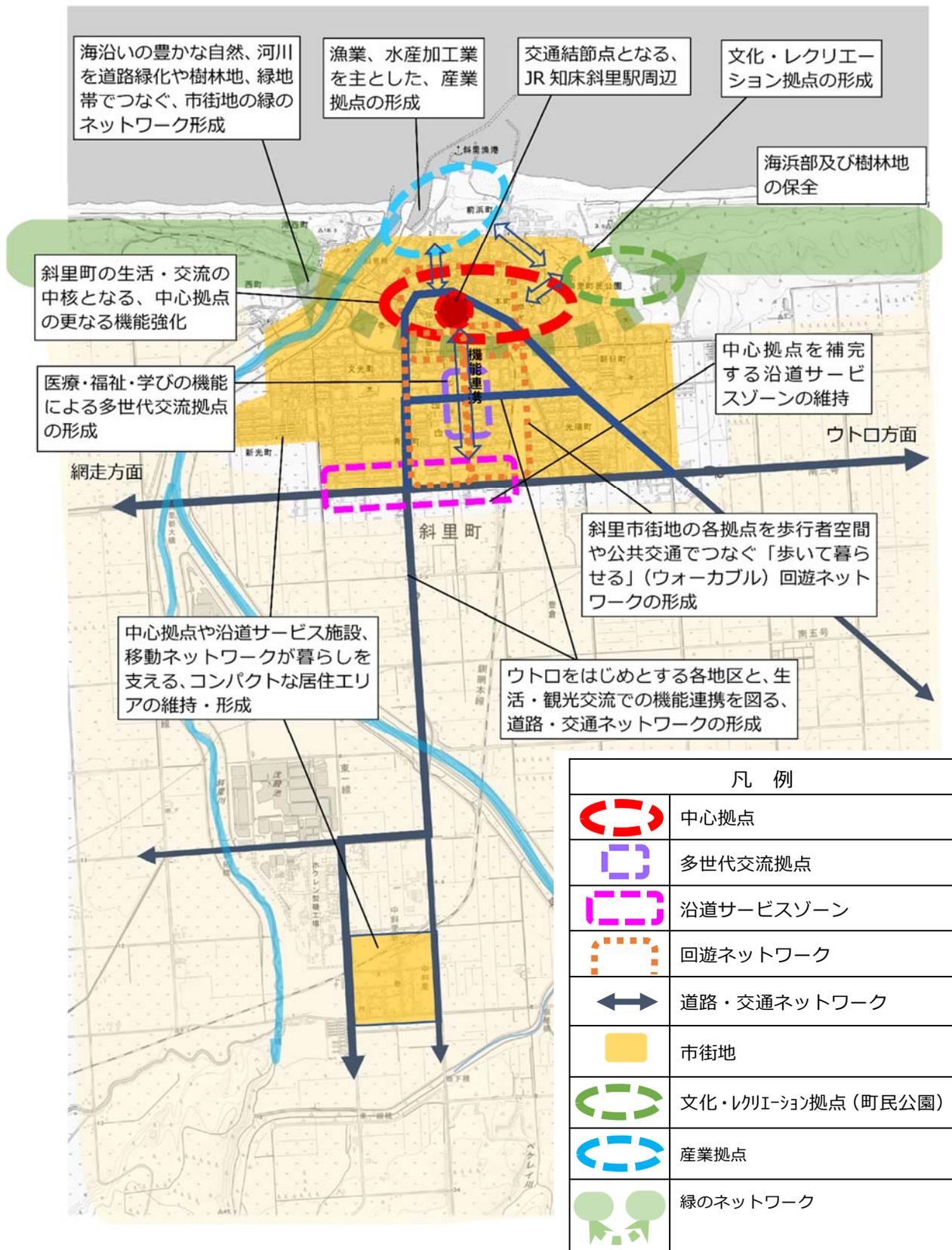


図 将来都市構造図(都市計画区域)

3.3. 分野別の方針

都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりに関する各分野別の方針を整理します。

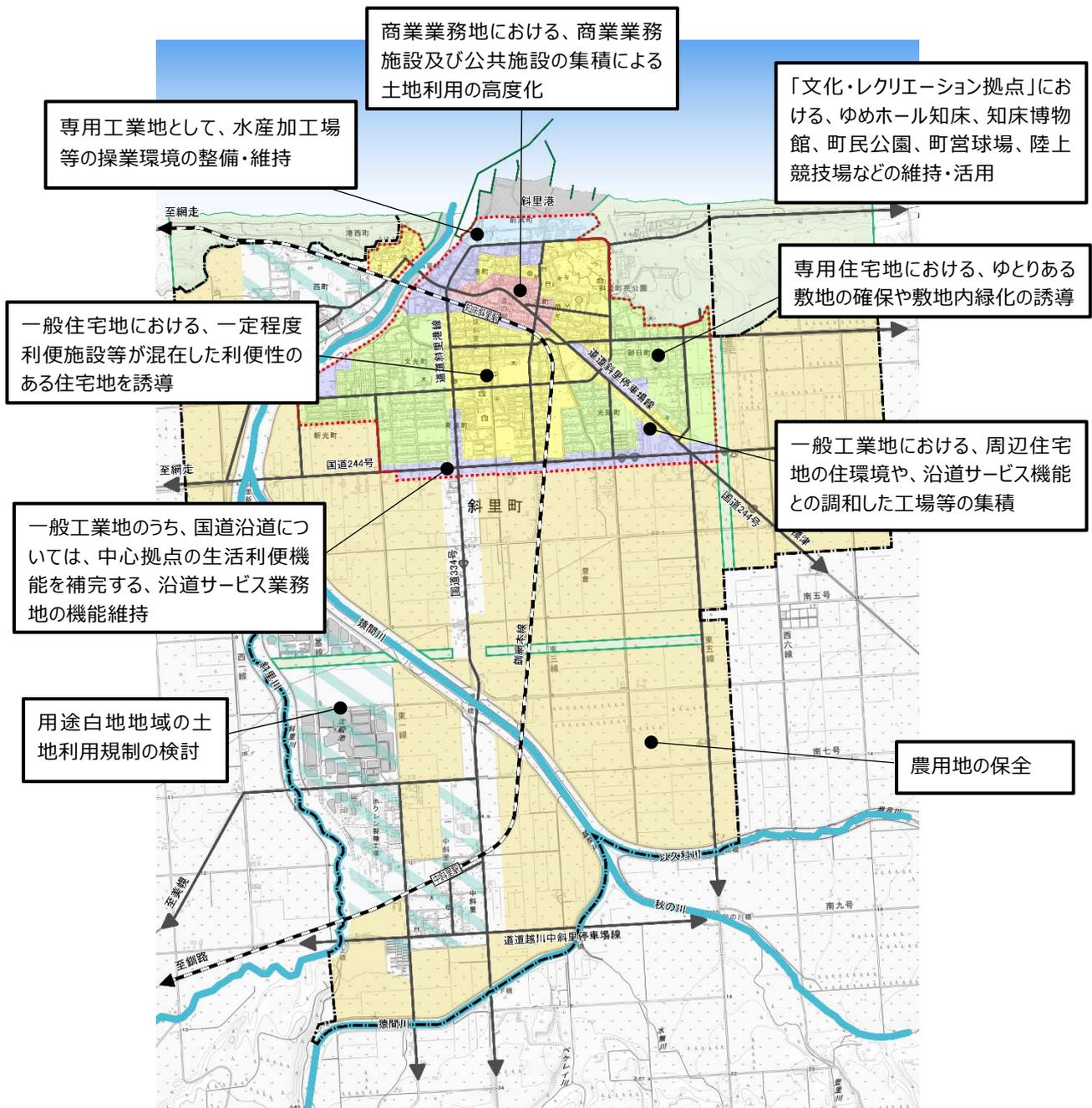
3.3.1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

- 斜里市街地や中斜里市街地及び農村地域といった、それぞれの特性に適した土地の利用形態を規制・誘導しながら、都市計画区域外の集落・市街地とも機能の連携のとれた良好なまちなみを創出し、人と自然が調和したまちづくりを目指します。
- 市街地（用途地域）内地域の土地利用計画に即した建物などの誘導を促進し、秩序あるまちづくりを目指します。
- 市街地内の低未利用地などを積極的に活用し、土地や建物の流動性を高め、まち全体の活性化を目指します。
- 住民の様々なニーズに対応出来るような、ゆとりのある住宅地づくりを進めます。
- 良好な市街地環境を維持・保全し、自然と共生できる斜里町らしい市街地形成を目指します。

(2) 土地利用に関する個別方針

基本方針	個別方針
<p>○用途地域内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の都市計画用途地域に即した建物の立地を誘導し、良好なまちなみを創出します。 ・必要に応じて公共施設や住宅の供給に適合した都市計画用途地域の見直しなどを検討します。 ・斜里市街地における拠点機能の充実を促進します。 	<p>◆住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅地を、国道 244 号、斜里川、防風林に囲まれた市街地で、中心市街地及びその周辺、国道沿道を除く範囲とし、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。 ・一般住宅地を、中心市街地を取り囲む地区と斜里川の北側に位置する港西町の一部、国道 244 号沿道の一部に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。 ・図書館、国保病院、ぼると 2 1 などが集積するエリアは、「多世代交流拠点」と位置づけ、公共施設が集積した利便性の高い住宅地の形成・維持を図ります。 <p>◆商業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 知床斜里駅北側（港町及び本町の一部）を商業業務地とし、斜里町全域の中心拠点として、商業業務施設及び公共施設の集積による土地利用の高度化を図ります。 <p>◆工業・流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地北側の斜里港周辺の前浜町の「3・4・5 北廻り通（環状通）」北側を専用工業地とし、水産加工場を主とした土地利用として、操業環境の整備・維持に努めます。 ・「3・3・13 斜里ウト口通（国道 244 号）」、「3・4・3 斜里清里通（一般道道斜里港線）」及び「3・4・4 斜里網走通（主要道道斜里停車場線）」の沿道及び交差部分、新光町北側を一般工業地とし、周辺住宅地の住環境や、沿道サービス機能との調和を図りながら、自動車関連施設やコンクリート工場、食品加工などの集積を図ります。 ・青葉町、新光町の「3・3・13 斜里ウト口通（国道 244 号）」沿道は、南側の農地との調和を図りながら、商業・業務機能において中心拠点を補完する沿道サービス業務地として機能を維持します。
<p>○用途地域外（白地地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中斜里市街地においては「田園の中の市街地」の維持・創出を目指します。 ・用途規制が行なわれていない既存集落などにおいては、健全な市街地を創出するための土地利用規制の見直しを検討します。 ・農村地域においては基幹産業の振興と調和のとれた田園風景の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として保全を図ります。 ・用途白地地域内の幹線道路沿道など既存の宅地については、必要な土地利用や都市基盤の整備に努めるとともに、自然環境の保全や農林漁業との調和に配慮し、特定用途制限地域を定めるなど、地域の特性に応じた土地利用規制を検討します。 ・防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図ります。



凡 例					
土地 利用		一般住宅地	都市 施設 関係		主な幹線道路
		専用住宅地			JR 線
		商業業務地			河川
		専用工業地			
		一般工業地	区 域 界		都市計画区域界
		土地利用規制を検討するエリア			用途地域 (白地地域との境界)
		保全すべき農用地			
		森林、樹林地			

図 土地利用の方針

3.3.2. 都市施設の方針

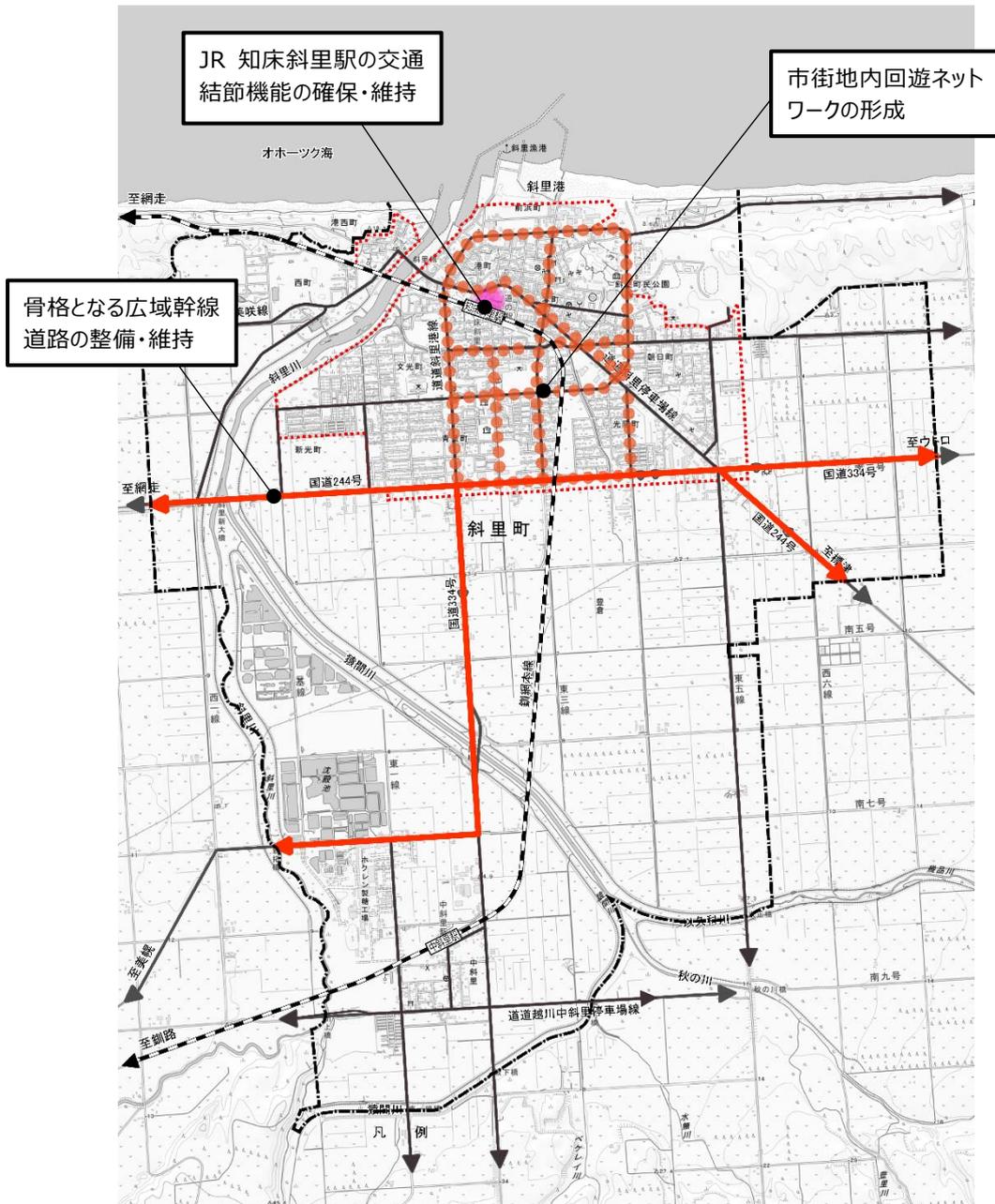
3.3.2-1. 道路・交通体系

(1) 基本的な考え方

○都市の運営に必要な都市施設の中でも、道路・交通体系は、町民の日常生活のみならず、災害時の避難や復旧対応など、安心して快適に暮らせるまちづくりに必要不可欠です。今後は道路等の施設の整備・維持に加え、人口減少・少子高齢化の動向を考慮した生活の足となる、持続可能な公共交通等移送体制の構築・維持に努めます。

(2) 交通体系に関する個別方針

基本方針	個別方針
<p>○都市及び地域間を連絡する国道・道道を骨格とした、市街地内の幹線道路網の整備を推進します。</p>	<p>◆地域間の連携強化に向けた幹線道路網の位置づけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3・4・4 斜里網走通（国道 244 号、主要道道斜里停車場線、一般道道斜里停車場美咲線）」及び「3・3・13 斜里ウト口通（国道 244 号及び 334 号）」を都市の骨格となる道路とします。 ◆国道・道道の事故危険区間解消や災害発生防止等に向けた整備推進を要請します。 ・「3・3・13 斜里ウト口通（国道 244 号及び 334 号）」の整備を促進します。
<p>○交通結節点としての機能を有する駅前広場の整備拡充を行い、鉄道と幹線道路の連携強化によって、中心市街地における交通利便性の向上と賑わいの創出を図ります。</p>	<p>◆ J R 知床斜里駅前広場の交通結節機能の確保・維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R 釧網本線の永続的運行体制の確立と町内の定期バス路線の運行確保・充実に努めます。
<p>○高齢者や身がいはもとより、すべての人に優しい安全で快適な歩行者空間の整備やネットワーク化を促進します。</p>	<p>◆市街地内、特に拠点間を回遊しやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等を推進し、バリアフリー化された自転車・歩行者等のネットワーク形成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の回遊性向上による歩いて暮らせるまちの実現に向けて、地域との連携のもとに高齢者及び障がい者等のための町内移動支援サービス等の維持・充実に努めます。 ◆新たな地域交通として、交通 MaaS、ライドシェアなどを検討します。
<p>○未整備の都市計画道路については、現状での市街化の状況や将来の人口予測等を踏まえた上で、整備を推進します。</p>	<p>◆都市計画道路の未整備区間の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や要望に即した計画的な生活道路の整備を推進します。



凡 例				
利 土 用 地		関 都 市 施 設		広域幹線道路
				その他幹線道路
関 交 通 体 系				JR 線
				河川
		界 区 域		都市計画区域界
				用途地域 (白地地域との境界)

図 交通体系に関する方針

3.3.2-2.公園・緑地及び河川

(1) 基本的な考え方

○これまで市街地で整備・維持されてきた公園・緑地、市街地内の公共施設や社寺などの身近な樹林地、街路樹、及び河川の河畔林などについて、緑の持つ様々な機能を勘案し、町民ぐるみで維持・保全、活用を進めます。

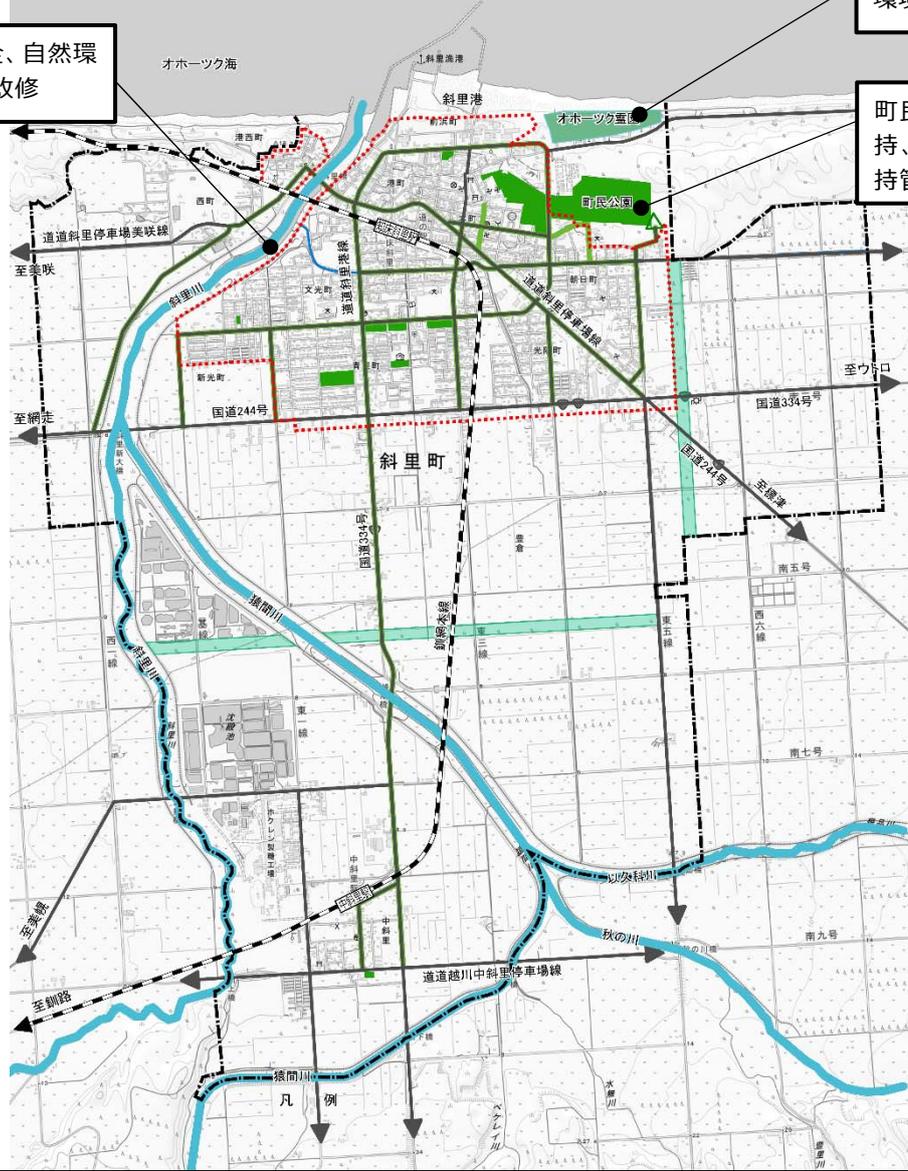
(2) 公園・緑地及び河川に関する個別方針

基本方針	個別方針
○市街地内の住宅や農家屋敷林および事務所周辺の緑化を促進し、みどりの生活・生産空間づくりに努めます。	◆ゆとりある住宅地の供給や緑化意識の啓発により、市街地内の住宅地や事務所周辺などにおける緑化を促進します。
○公園緑地、公有地や民有地及び空き地を含め、住民と行政の協働によって緑化を推進します。	◆オホーツク霊園の良好な環境の維持を進めます。 ◆町民公園の樹林地等環境の保全、運動施設等の適切な維持管理を図ります。 ◆既存の都市計画公園について施設の長寿命化対策を進めるとともに、再整備について、住民参加のもとに検討を行います。 ・長期未着手の楓緑地については、一部見直しを含めて、区域内的の公園緑地が都市の利便性上より有効となるよう検討します。 ◆斜里市街地における公園・緑地、公共施設、民有地の植栽や街路樹の整備を進め、緑のネットワーク形成に努めます。 ◆町民との協働による公園の維持管理を進めます。
○市街地内の拠点において、憩いと賑わいを創出する空間としての公園や広場の環境整備を推進します。	◆多世代の人々の利用に配慮した、多様性のあるレクリエーション空間としての公園整備の在り方について、住民参加のもとに検討を行ないます。 ◆都市計画道路「3・4・4 斜里網走通」沿道については、斜里町の印象を来訪者に伝えるシンボリックな幹線道路として、街路樹による緑化や花づくりを推進します。
○市街地内を流れる河川等について自然景観に配慮した保全、改修を促進します。	◆斜里川については、治水機能を確保した上で、河畔林の保全、自然環境に配慮した改修を促進します。

河畔林の保全、自然環境に配慮した改修

オホーツク霊園の環境維持

町民公園の環境維持、運動施設の維持管理



利土地		関係都市施設		界区域	
		——	主な幹線道路	——	用途地域(白地地域との境界)
		—+—+—	JR線	—+—+—	都市計画区域界
関係公園緑地	■	■	公園・緑地	■	河川
	■	■	その他の緑	■	

図 公園緑地及び河川に関する方針

3.3.2-3.公共・公益施設及び供給処理施設

(1) 基本的な考え方

○人口減少を背景に、今ある公共・公益施設や供給処理施設のインフラは、町民のニーズに引き続き応えていく一方で、人口規模に見合ったコンパクトなまちづくりの考え方のもと、必要に応じた統廃合や縮小を伴う更新、情報通信網やデジタル化によるサービスの効率化・充実などにより、サービス水準の維持に努めます。

(2) 公共・公益施設及び供給処理施設に関する個別方針

基本方針	個別方針
<p>○公共・公益施設の配置については、地域間の均衡に配慮した計画のもとに、教育・文化施設や公共施設の整備・統廃合や情報通信網の充実を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆人口動向や利用ニーズ、財政状況などを総合的に勘案して、社会教育施設、子育て支援施設、保健福祉施設などの更新や統廃合、施設の長寿命化による計画的な公共施設マネジメントを進めます。 ◆地域の保養や交流の観点からニーズのある多目的温浴施設等新たな施設については、地域との対話のもと、必要性や立地、整備内容について検討を進めます。 ◆老朽化した国保病院については、周辺土地利用の動向を勘案し、町民皆が集まる拠点性の高い場所に改築を進めます。 ◆均衡あるコミュニティの維持に配慮しつつ、自治会や地域活動の拠点となる各地域の集会施設の維持・改善及び統廃合を図ります。 ◆施設廃止後の土地の民間譲渡など、公的不動産（PRE）の有効活用を図ります。 ◆2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、公共施設への再生可能エネルギー導入、設備の省エネルギー化を進めます。 ◆情報化社会に対応した、テレワークセンターを中心としたワーケーション、ビジネス交流拠点の充実を図ります。 ◆情報化社会に対応するための通信網整備を事業者側との協力のもとに促進し、公共・公益機関の情報ネットワーク化を推進します。
<p>○快適で文化的な生活環境を創出するために、上下水道やごみ処理施設といった日常生活に密接に関わりある供給処理施設の整備・改善を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆老朽化する上水道施設等の計画的な更新を進めます。 ◆市街地においてほぼ普及済の下水道については、効率的な施設の改築・更新によるストックマネジメントを進めるとともに、中斜里地域や農村地域における浄化槽設置を促進します。 ◆広域での一般廃棄物処理施設の集約化を図る取り組みへ、積極的に参画します。 ◆民間における農業廃棄物や産業廃棄物等の適切な処理を推進します。

3.3.3. 自然環境の整備又は保全、景観の方針

(1) 基本的な考え方

○斜里町は「みどりと人間の調和を求めて」の理念の基にまちづくりを進めています。持続可能な開発（SDGs）が世界的な目標となっている今日において、私たち一人ひとりが大いなる自然に抱かれて生活している事を認識し、自然環境の保全に努める責任を持たなければなりません。今後のまちづくりにおいても、自然を理解し、自然環境に十分配慮する事が「みどりと人間の調和」につながる事となります。したがって、より良い生活環境の創造に向けたまちづくりを進めるにあたっての「自然環境」と「景観」に関する方針を定めるものとします。

(2) 自然環境に関する個別方針

基本方針	個別方針
○法的な土地利用規制などの活用により、基幹産業の振興及び農村景観の保全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地を取り囲む都市計画区域内の農地については、法的な土地利用規制の活用により、都市的土地利用を抑制していきます。 ◆斜里町の環境基本条例等を遵守すると共に、それらの諸条例を住民に周知するように努めます。 ◆用途地域白地地域の、農用地区域指定外における、環境保全に向けた土地利用規制を検討します。
○保安林、海岸林、河川流域の保全林などの保護・育成に努め、自然と調和した生活圏・生産圏の環境づくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ◆後背地の植林や自然環境と調和した治山、治水、海岸保全事業を促進し、土地の保全に努めます。 ◆生活環境の維持・保全のため、公共工事等の実施にあたっては、環境に優しい工法の導入や要請を行なうなど、河川・海域の環境保全に努めます。 ◆耕地防風林の保全に努めます。 ◆河川及び河畔林の保全に努めます。
○一人ひとりの環境に対する意識や理解を深めていけるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民だけではなく、来訪者も含めて自然環境とふれあえる環境学習の場の創出を図ります。

(3) 景観に関する個別方針

基本方針	個別方針
<p>○来訪者に対して斜里町のまちなみを印象づける自然景観の保全や創出に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆町道や道道で形成される環状通沿道の公共施設内の緑化を推進し、街路樹の適正管理と合わせ、緑豊かなまちなみイメージを創出します。 ◆都市や地域の顔や玄関口となる、JR 駅前や主要な観光施設、公共施設の周辺は、オープンスペースの確保や街並み整備、案内サインや植栽等により、良好な景観形成を進めます。 ◆潤いのあるまちづくりに向けて、地域住民が気軽にガーデニングなどを行なえるような環境づくりを支援します。
<p>○既存の歴史遺産や名所などを保全・活用すると共に農村景観や海・山などの自然景観の活用により観光の振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆国道や駅前広場など来訪者の目につきやすい場所において、緑豊かな斜里町を印象づける特徴的な修景緑化や案内サインなどの設置を行い、市街地や名所・旧跡などへの誘導をわかりやすくします。 ◆歴史遺産や名所の調査、並びに保全・活用について町民と行政が協働して推進します。 ◆農村景観の保全と、斜里町ならではの自然体験が満喫出来るようなグリーン・ツーリズムなどの展開を促進します。
<p>○自然に抱かれた美しい生活・生産環境の創出に向けた市街地景観・農村景観づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆生産者、消費者、行政が一体となって、産業廃棄物等の不法投棄の根絶に努めると共に速やかな回収を促進し、美しいまちの創出を図ります。 ◆「北海道屋外広告物条例」との連携のもと、幹線道路沿道や商店街における屋外広告物の規制・誘導を図ります。

3.3.4. 防災まちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

- 平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や平成 30（2018）年に発生した北海道胆振東部地震、近年の気候変動による風水害や土砂災害の頻発等により、自然災害に対する備えが喫緊の課題となっており、斜里町においても「斜里町地域防災計画」の見直し、「斜里町地域強靱化計画」の策定・推進により、防災・減災のための取組みを強化しているところです。
- これらの取組みを踏まえ、都市づくりの観点からも、自然災害からのリスクを把握し、住民等の生命・財産をまもるため、被害の起きにくい市街地づくりや、避難や災害対応を円滑に行える施設や体制の確保に努めます。

(2) 防災まちづくりに関する個別方針

基本方針	個別方針
○地震や洪水等の自然災害に強い市街地づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆斜里川を中心とした河川の治水対策の推進 ◆住宅・建築物の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震改修の補助などによる、民間建築物の耐震化 ・多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ・公共建築物の老朽化対策 ・民間建築物の老朽化・空家対策 ◆土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・一部の危険度の高いエリアを居住誘導区域（立地適正化計画）から除外
○災害発生時の避難体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域防災計画に基づく、避難所、避難路、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の指定・整備 ・要配慮者のための福祉避難所の指定 ・津波避難ビルの指定、津波避難路の整備、避難誘導表示板の整備 ◆発災時に対応する災害対策本部、備蓄庫の整備等を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部、防災拠点施設の整備 ・防災資機材、備蓄を備えた公園や公共施設の整備 ・緊急輸送道路等の整備、無電柱化、街路樹の更新
○地域で防災・減災まちづくりに取り組む体制、情報インフラの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆町内の自主防災組織の強化、災害時要支援体制の強化を進めます。 ◆火山災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域指定箇所マップの周知を進めます。 ◆防災ハザードマップの充実、周知を進めます。



凡 例					
防 災 関 連 施 設	◎	指定避難場所	関 都 係 市 施 設	—	主な幹線道路
	◆	災害対策本部		— — —	JR 線
		防災拠点施設	界 区 域	— · —	都市計画区域界
	—	緊急輸送道路		·····	用途地域（白地地域との境界）
				—	河川

図 防災まちづくりの方針